

研究ノート 近世期有力百姓の由緒と山地（やまち）支配

大塚英二

はじめに

小稿は、明治十一年（一八七八）に司法判断が下された、静岡県志太郡原村伊久美孫右衛門と同村鈴木惣左衛門との間における山地の帰属をめぐる訴訟を素材として、有力百姓の山地支配のあり方とその変容について検討するものである。

まず、基本史料の説明をしよう。これは伊久美氏が裁判所へ提出した、甲号三点、番外九点、天号六点、乙号三点の計二十一点の証拠資料と、静岡裁判所からの申渡状（地号）一点の、合計二十二点の史料からなる。それらは墨紙で一冊にまとめられた写しであり、本史料が志太郡谷稻葉村伊久美氏の所有にかかるところから判断すると、従来から山利用をめぐつて利害対立関係にあった谷稻葉村伊久美氏が、訴訟の顛末を写し取つていたものと推測する^①。後述するように、当該訴訟において原告伊久美氏がその所有権を主張した山地は谷稻葉村「地内」にあり、その点で谷稻葉村側も訴訟の準当事者たらざるをえなかつたのである。

史料は、天文年間の今川義元判物から幕末安政年間の土地争論内済証文まで、三百年余にわたる原村伊久美氏と同村及び地域村々との関わりをリアルに示すものである。そこで特に重要なのは、原告である同氏が、いかなる意図でその

史料を裁判所に提出したかが、原告側の主張^②メモ書きから明確になつてゐる点である。明治初年の、山地にかかる所有が、関係者からはどのように説明されているのか、何を根拠としているのかが、はつきり分かるのである。と同時に、そうした主張が、結局のところ明治政府の土地支配・管理の立場から一蹴されてしまう結果からは、近代的土地位有の地域住民に対する問題性も浮かび上がつてくると考える。

次に、対象地域について説明を加えながら、本訴訟のあらましについて述べていく。これは、あらかじめ訴訟の全体を理解しておいたほうが、標記のテーマを論じるのに便利であると考えたからである。

志太郡原村は現在の藤枝市音羽町、同茶町あたりで、市の中央部にある。もともとは地内に山林原野が多かつたことからこの名がついた。伊久美郷（現島田市）の国人伊久美氏が、稲葉郷（現藤枝市）在住中、今川氏に仕えた功により開発された由緒を持つ村である^③。この由緒は先の基本史料中にも示されている。伊久美氏と今川氏の関係は疑うことのないものであり、それが村の由緒となつて伝わつてゐるのである^④。領主支配は、田中藩領、慶長十四年（一六〇九）駿府藩領、元和五年（一六一九）幕府領、寛永元年（一六二四）駿府藩領、同八年幕府領、同十年から田中藩領となつてゐる。村高は、「元禄郷帳」で二二九石余、「天保郷帳」で二九〇石余、「旧高旧領帳」で二八七石余となつており、ほぼ二九〇石程度と見て差し支えない^⑤。

さて、訴訟の顛末を示そう。明治八年（一八七五）、原村伊久美孫右衛門は、谷稻葉村のうち「字カウノ谷」の山地を、従来からの自分所有地として、原村惣代鈴木惣左衛門の「誘導」により、原村内の田地と交換する契約を結んだ。しかし、この契約は実行されず、契約書もまた鈴木氏の手によつて破棄されたため、伊久美氏は山地の取り戻しを訴え出たのである。これに対し鈴木氏（＝村側）は、そもそもこの山地は官民有の区分もできておらず（要するに伊久美氏の所有権自体が明確ではなく）、しかも被告側にも証拠があり^⑥、原告の要求には応じられないというのである。

この両者の言い分は、実に簡単に処理されてしまった。即ち、この山地について静岡県庁に尋ねたところ、それが官民いづれの所有に帰するかは現在調査中であつて、まさに所有権認定は未定の状態であり、すべてこれから県庁が判断

するというのである。つまり、そうした県がいまだ認定していないものについて、個々人がその物件に属する「取与」（土地所有権を渡したとか獲得したとか）を争うことは、そもそも条理に背くものであり、訴訟自体が提起されるべきではない、というのである。ここに、訴訟自体が却下された形になり、原告・被告ともにとりあえず「字カウノ谷」に對する所有権を形式的には失うところに立ち至つたのである。

この裁定結果についてここで深く立ち入ることは避けるが、明治政府は山や原などの從来の共有地について、地域での共有という形での所有を原則として認めず、公_ニ官の所有か私_ニ民の所有かの二分法で対応することにしていたことは明らかである^⑥。その意味で、ここでは、私的な地主としての所有はもちろん、村の入会利用も所有としては認定されていないから、こうした所有の曖昧な部分については、官の所有に組み込む形で対処されたことが推測される。

一 原村と伊久美家の由緒

原村と伊久美氏の由緒に関しては先にも述べたが、ここでは伊久美孫右衛門の提出した資料を検討する中で、もう少し詳しく見ていく。

史料の甲₁は、天文二十年（一五五二）十一月に今川治部大輔（義元）から伊久美孫六宛に出された「稻葉脇_郷之内宛行状」とされるもので、後に掲げる乙号₁の史料も参考すると、義元の叔父道坡^⑦が子の孫六へ譲与したのを踏襲して、検地増分が出ても、それを孫六が収納してよいとしている。甲₂は、天文二十三年八月の今川義元袖判の証状で、伊久美氏が稻葉郷の地頭方定使給の増分を、甲₁のように新給として領掌することを認めたものである。ともに稻葉郷における伊久美氏の権限の大きさを示し、かつ増分として踏み出し分の収納を認めたものとなっている。おそらく、その点が新開地としての原村に対する伊久美氏の権限の強大さを見せ付けるものとなつたのであろう^⑧。

ちなみに、原告伊久美孫右衛門氏は、「甲号第一・一二両号証ハ該山画ノ原素」であると言つている。「原素」の意味が

よく分からぬが、同氏の主張としては、この二つが原村附属の山地を伊久美氏が支配する権限の源であるというのであろう。しかしながら、これから、由緒として稻葉郷及びその周辺の原山に対する同氏のかつての権限の強さは導き出せても、検地後の所有権そのものを直接導き出すことはできないだろう。

次に甲3の史料を引用しよう。

山西原村寅年めんあいの事、五つニうけ仕之間、相定者也、仍如件

右之納之内を以三拾分壹名主ニ被下也、此外山口可在之

寅十月十日

本多上野介印

成瀬小吉 印

村越茂介 印

名主百姓中

納寅ノ年山手之事

米合五石ハ

右納所実正也、依如件

寅拾月廿八日

半田代

八左衛門 印・判

原村 孫作殿江

これは、前者が、慶長七年（一六〇二）十月の本多正純ら家康奉行人連署の原村宛年貢免定で、後者が、同年同月の代官手代より原村（伊久美）孫作宛山手受取手形である。伊久美孫右衛門は、これを次のような証拠書類と見てゐる。引用しよう。

甲号第三ノ証ハ、天文年度降テ、当国徳川公主領タリシ砌、農事起業ニ付テ株等刈取ルヘキ山画モ無之ヨリ、隣里ノ村々自家へ入会株刈取ラシ呉レヘキ依頼ニ由リ、其筋ヘ上願シ、先許ヲ蒙リ、是レ此ノ甲号第三ノ墨附ヲ下賜イタリ、自是入会札山トナシ、自家ノ焼印ヲ以テ株刈取ラレ候最初也

伊久美氏の主張は、原村周辺の山地がもともと伊久美氏が支配する山であつたところ、隣郷の百姓らが農事に必要な株を求めてきたので、甲3のような証状（墨付）をお上から得て、同家の入会札（焼印）を渡して草を刈り取らせるようとした、ということである。

この伊久美氏の主張は、果たして成り立つのであろうか。まず、前者はいうまでもなく名主・百姓宛の年貢免定（割付状）であるから、山支配云々に関わるものとは言い難い。ここでの主張のような墨付とはとても認めがたいのである。それならば後者はどうであろうか。これは伊久美氏が山年貢を納入したことを物語つてるので、山手をとりまとめる主体が伊久美氏であったことは間違いない。要するに、結果的に山支配を伊久美氏が担つていたことの証明にはなるのであり、同氏が山札を発給していた可能性もあながち否定はできないのである。しかしながら、この二つの史料は年貢割付・皆済に関わる史料であつて、山地の所有に直接結びつくような山支配を認定した証状たりえないのは言うまでもない。伊久美氏がこれを山地所有の根拠に持ち出したのは、いささか理由付けが弱いように思われる。

以上、この節をまとめると、伊久美氏が今川氏との間に由緒を持ち、それが原村の成立とも関わっていることはうかがい知ることができるが、それがただちに伊久美氏の山地「かうの谷」支配²所有を証明するには不十分という結論を得ることができる。

しかし、後述するように、こうした古くからの書付を所有することで、土豪³有力百姓が地域で特筆すべき由緒を語り、地域もまたそれを認め、ある程度の権限を許容していたことも事実である。それは、そのことが村の由緒となり、村にとつても地域内での政治的・経済的立場を有利にするのに活用できたからであろう。

二 山入会争論と山地支配の論理

(1) 元禄期の山入会争論

伊久美孫右衛門が提出した番外2の史料は、元禄九年（一六九六）十月に裁許が出された、原村と宮原・谷稻葉・瀧沢三か村との山入会・境界争いの顛末を示すものである。それを途中から引用する。

（中略）：千葉沢山下苅山者宮原村地元、蛇はみ山・かうの谷山者谷稻葉村為地元由、原村孫左衛門檢使江口上書
差出候、然ル上者、宮原村・谷稻葉村各於入会山林等可刈取之、尤地元ノ村々不可及山村ママ・丸候、次ニ原村孫左衛門申
候者、瀧沢山嶺通札山境之由申之、瀧沢村百姓千葉道を限境之由申之、令穿鑿処、瀧沢山之内瀧沢村之焼畑數多有
之、其上瀧沢村之林瀧沢山ト嶺通相続候条瀧沢村百姓申趣理運ニ候、絵図之面引墨筋各加印判、入会境相定候、下
苅山之内田地及異論候、雖然野帳ニ宮原分と有之、今度令地押廻、野帳と反歩相違無之候間、原村孫左衛門不可綺
之、於入会場向後新林新開不可致之、為後証絵図令裏書、双方江下置間、不可再犯者也

：（後略）

ここでは明治期に問題となつてゐる「かうの谷山」が取り上げられている。そこは孫左衛門（伊久美孫右衛門家の初期の分家）も谷稻葉村の地元であるとして、入会山として林を取ることが当然だとしてゐる。次に孫左衛門が主張したのは、瀧沢山嶺を通つて札山として山利用が可能だということであったが、その主張は瀧沢村百姓の言い分の方が理運、即ち筋が通つてゐるとして、斥けられる形となつた。要するに、この裁許状では伊久美氏の主張は容れられなかつたが、その訴訟過程において訴訟主体が同氏自身であつたこと、そして山地所有における境界が明確になつたことを証拠に、所有權の主張につなげてゐるのであろう。それは、伊久美氏が付けたコメントの「元禄年間於テ番外第二判裁状ノ如ク決断サレタル如ク入会ノ境界相定リタルモノニシテ、此判裁状於テ其物件主タルコトハ其大概ヲ察知スルニ足ルヘキナリ」という記述によく示されている。入会の境界の確定により、個々の所有權が確定されたものとする認識を、伊久美氏は提示してきたのである。

番外の他の史料は元和から寛文期の年貢割付状や山年貢の皆済状であるが、これは山手徵収を始めとする山支配について、原村伊久美氏が村方とどのような関わりを有していたか、近世初期の段階から解き明かすために提示された資料であろう。しかしながら、それらは直接に山年貢または「山手」「山役」などを伊久美氏が個人的に負担していたことを証明するものではなく、原村としての負担のあり様と、伊久美氏がその村方レベルで初期には個人請負的なことをしていたことを示すにとどまるのである⁽⁹⁾。

例えば、番外の第4と第6には次のようにある。

納原村申ノ年山札錢之事（番外第4）

割印）合五石者、但米ニテ納也

右うけ取納所実正也、仍如件

成瀬五左衛門代

元和六年申十二月廿五日

山田新左衛門印

原村 小吉殿

納原村子之山役札米之事（番外第6）

合五石

寛永式年

村上三左衛門手代

子ノ極月廿七日

米五郎兵衛印

原村 庄屋へ

ともに山札錢と山役札米の受取であるが、両者は内容的に同一のもので、数量も五石と同じである。それが、当初は

原村の小吉（伊久美氏の祖先）に出されており、彼の責任でそれが納入されていたことが確認できる。そして数年後に

は、それは同村庄屋宛に出されており、これは実質的には同一人物の手元に置かれたが、それでもそれはあくまで村宛に出されたから、もはや伊久美氏の個人責任ではなくくなっている。ここに村請制度の進展が見られるのである。ともかくも、これらの史料が物語るのは、伊久美氏の全面的な山地所有の証明ではなく、原村としての山地利用のあり方だったのである。

ところで、一般に、本途物成の中に山年貢が含まれていた場合、近代以降、その山地に対する百姓の所有が認められたといわれている¹⁰。ここでも山高（納め高）は五石と結ばれており、本途物成と理解してもよさそうである。とするならば、それを個々に負担した者たちがみな後に所有を認定されたと見るべきだろう。つまり、これは原村百姓らの山地所有につながるのであり、伊久美氏単独の所有は意味しないのである。やはり山地それ自体の所有を伊久美氏が主張するには無理があつたと言わざるをえない。

（2）天明期の山入会争論

天明期には原村は宮原村との間で入会山争論を起こしている。史料の天号1～6がそれである。1～6は内容が重なり、しかも長文なので、以下、史料の引用は極力限定しながら、大きな論点となっているところを中心に提示していく。

まず、天1の史料は争論の発端を見る上で重要なので、とりあえず引用する。

差上申一札之事

私共出入被遂御吟味候処、無証拠申争者難御取用、字千葉沢下刈両山共宮原村地元ニ而、前々より原村札元仕来り候段者、双方申口も符合いたし、御吟味之上相違無之候得共、元錄ママ年中之御裁許絵図御裏書ニ、地元村方者不及山札株可刈取旨、御文言者有之候得共、地元ニ而者立木伐採山稼仕来候由者、訴訟方申口迄ニ而、難御取用候ニ付、下刈千葉沢両山者是迄之通原村ニ而札元いたし、入会村々者勿論双方村方ニ而も株之外立木者不伐採、以來致和融、

及再論二間敷旨被仰渡候

但、宮原村ニ而伐採候立木者御取上被遊候間、御支配御役所江差出、原村ニ而取上置候斧・鋸者宮原村江相返可申旨被仰渡候

右被仰渡之趣逐一承知奉畏候、若相背候ハヽ、御科可被仰付候、仍テ御請証文差上申処、如件
天明五巳年四月廿五日

岩松主税御代官所

駿州志太郡宮原村

名主

組頭 惣代

訴訟方 百姓

三次郎

本多伯耆守領分

同州同郡原村

庄屋 与右衛門

相手方 年寄 庄右衛門

：（十名略）：

右十式人惣代

庄屋 与右衛門

組頭 藤藏

この原村と宮原村の間でなされた天明五年（一七八五）の争論は、字千葉沢などの地元である宮原村が林以外に立木までも伐採利用しようとしたことに対し、山札元である原村がそれを実力行使をもつて押しとどめ、斧や鋸を取り上げたことに端を発している。その後のやりとりは省くが、結果として、入会山の地元村は山札なしで林を使えるが、それもあくまで林までであり、勝手に立木を伐採することはできないとすることが確認された。その上で、原村が取り上げた道具類は返却するとしたのである。

以上で争論は落着するかに見えたが、実際はそうではなく、二年後の天明七年まで断続的に続いていくのである。天2の史料によれば、天明五年八月、千葉沢などの入会山に札村の者が入ったところ、宮原庄村屋清太郎に難渋を申し掛けられ、鎌などを奪い取られ、更には以前から原村が差し置いていた山番のところへ宮原村の百姓二十人ほどが押し寄せ、打擲に及んだというのである。天1と併せて考えると、地元宮原村は、入会山の入会村々のみによる独占的利用、なからんずく地元村の絶対的有利の原則確立を目指していたのであろう。

本来の入会山であれば、そこに関わる村々だけが利用し、それに応じた定納分の山年貢を支払えばよかつたのである。しかし、この地域では、その歴史的な経緯から、特に伊久美氏の由緒によるところが大きいが、原村が札元として山年貢の元締めとなり、同村の裁量による山手收取が執り行われていたのであつた。その結果、非常に広範囲な利用とそこからの山手徵収がなされていたと見てよいであろう。こうした慣例化した状況を打破しようと目論んだのが宮原村だったと思われる。

原村側は、山札を所持していれば当然山利用はできるはずであるとして、宮原村の干渉を排除しようとしているのである。そして、このままでは「札村之者は以来入兼候得者、御年貢差障ニ罷成」る状況だと嘆いている。山年貢未徵収が領主にとつて大問題であることが分かつているので、それを全面に出す訴訟姿勢であつた。

天明五年十二月段階（天3の史料、確認書の類）では、同年八月の争論を直接受け継いではおらず、むしろ天1に戻っているように思われる。即ち、「林二入交候柴・小苗木者四季共ニ入会村々共鎌刈致候儀者不苦儀と相心得可申」と、

山には立木を伐採する斧・鋸は持ち込めず、改めて下草刈りをする鎌のみ許可されることが確認されているのである。なお、その際、株と小木の違いが明確ではなく、それが入り交じっているところでは木も伐採してよいのかはつきりしないなかつたのであるが、ここでは明確に小苗木までは伐つてよいということであった。但し、それらは鎌によつて伐ることが可能なものという限定付きではあるが。

天4の史料は翌年一月のものであるが、基本的に天3と同趣旨であり、その最終的な請書を領主に提出したものである。そこで、問題となるのは天5の史料である。実は、新たに弥左衛門新田と宮原村の間で問題が惹起したのである。即ち、同新田の者が天明六年（一七八六）二月に山に入つたところ、宮原村の者たちに鎌と荷を奪い取られたというのである。これに対し、原村は、既に奉行所でも認めた入会に何故かまうのか問い合わせたが、宮原村は「此度於御奉行所御一存ニ而被仰付候儀、此方ニ而者相用不申」と、先の確認はもともと自分たちが納得してなされたものではないと返答したのである。原村は、札元である同村が弥左衛門新田の入会を許可したとして譲らず、入会吟味を行う原村差し置きの山番への妨害を牽制した。

原村のこの争論の本質理解は次のようない主張に明確に現れている。史料を引用しよう。

（前略）：宮原村之者ケ様ニ差構申儀者、入会之者ニ邪魔致候内ニ実生茂り相成候、其節原村越度ニ可申付と之工恐敷奉存候、：（中略）：原村ニ而ハ山年貢も差支、其上新林出来候而茂り候得ハ、猪鹿多成難儀之段隣郷^ル可申出候、其節宮原村ニ而御訴訟申上、原村越度之儀申立、札元奪取^{イマ}申之工ミ御座候：（後略）

要するに、宮原村の口論見は次のように見ているのである。即ち、この争論の果てに、山年貢の滞りや新林生い茂りによる獣害などが発生し、そうした落ち度の責任を原村が取られ、結果として札元の地位が原村から宮原村に移行するのではないか、というものである。いささか考え方過ぎのような議論であるが、地理的環境ではより地元である宮原村が札元になつてもおかしくない状況にあり、それにもかかわらず、先の由緒によつて札元の地位に立つてゐる原村としては、何とかして札元の地位を守りたい一心からの論理立であることは間違いないだろう。

その後、天6の史料を見る限り、翌天明七年六月には、宮原村が取り上げた鎌と荷を弥左衛門新田の百姓に返却する形で、この争論は最終的に決着がついたようである。

ここで、争論の論点を整理してみよう。入会山の地元村である宮原村は、株の地域限定的な利用を主張し（入山村の限定）、その範囲内での自村分の利用拡大をねらったのに対し、札元である原村は、山役錢＝山手の納入のために、相当数の村を入山させて多くの山札錢の獲得を目指していたのである。原村の由緒がその主張を支えており、その立場は安定していたが、一方では宮原村の地元村としての立場に札元を奪い取られるのではないかという恐怖も存在していたのである。

なお、明治八年段階でこの資料を提出した原村伊久美氏の論理は次のようなものであった。即ち、これら天号の資料は「悉ク天明年度ノ訴訟ニ係ル書類ナレトモ、其表面ニ相顯然タル如ク、其訴意ハ物主權ヲ争イタルモノニアラスシテ、其枝葉鎖末ノ争論ニ係ルモノナルコトハ判然ナリ」というものであつた。つまり、天明期の争論では山地それ自体の「物主權」＝所有権が争われたのではなく、そこから枝分かれした利用権が争われたにすぎないという主張である。要するに、この争論はもともと株の利用問題に端を発しており、それが札元支配当事者の本源的な山地所有を脅かすものではなかつた、と言いたいのである。

しかしながら、いみじくも、宮原村が原村から札元の地位を奪おうとして、この争論を仕組んだと、原村側（伊久美氏を含む）は考えていたのであるから、単なる枝葉の議論ではなく、札元支配という、伊久美氏からすれば所有の根本に関わるところで当該争論が行われていたことは疑いない。明治八年段階では、近世期を通じた札元支配のありようから、伊久美氏の山地所有を自明のものとして描こうとしたのであろうが、実は札元支配自体、歴史的には変動し脅かされていたことを、この争論は示しているのである。勿論、この札元支配が山地の所有を必ずしも保証したものではないことは先に述べたとおりである。

三 幕末の原村内社領訴訟と伊久美氏の山地所有の論理

この節では、資料乙号で示された、安政二年（一八五五）に原村内で惹起した氏神五社の社領支配をめぐる争論を紹介しつつ、伊久美氏がそれを山地所有とどのように結びつけているか、同氏の由緒と絡めつつ見てゆきたい。史料は、全体状況を見るため乙1のみ、長文ながら全文引用する。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一私先祖之儀者今川義元公之叔父ニ而道坡入道と申候、其長男伊久美孫六今川公江奉公仕、御墨附頂戴所持仕罷在候、孫六倅式人御座候而、長男ハ紀州和哥山江被召出、御城浜野御殿ニ相勤、伊久美六郎右衛門と名乗候処、従紀州様苗字を寺嶋と被下置候ニ付、則寺嶋六郎兵衛と改相勤申候、其末孫 紀州様御家中ニ御座候、其弟伊久美平左衛門ハ 御二代將軍様江御奉公仕駿府ニ罷在候、右平左衛門倅孫作と申者慶長三年より原村ニ而百姓ニ相成庄屋役相勤、慶長四亥年ニ中村式部少輔様御家老横田内膳様より之御法度書壹通頂戴所持仕罷在候、慶長七寅年駿府御領之節札山高拾石請免御三判之御書付頂戴仕、免五ツニ御座候処、寛文十二子年西尾隱岐守様之御代、免御下ケ四ツニ御改被下置、是又御書付所持仕候、当村御水帳之儀者、慶長九辰年御奉行彦坂九兵衛様御検地ニ御座候処、代々私方ニ所持仕罷在候、然ル処当村氏神五社江高五石地御縄除ニ被成下、慶長十一年御書付頂戴仕候、彦坂九兵衛様御判庄屋孫作殿ト御座候、添書ニ 右本田之内社領之事可任先例者也 午十一月半田代八左衛門花押 原村孫作殿江 と御座候、右之通りニ候故、私方神主同様ニ相心得、正徳年中庄屋小吉代迄五社共ニ社領賄仕、并前段札山之儀迄世話仕来候、其後ニ至り小吉二男孫左衛門別家仕、其節より社領三ヶ所并札山共別家孫左衛門方ニ而賄仕、本家ニ二社之賄残シ置候故、當時二ヶ所之賄仕候、右二男孫左衛門儀者三代目ニ退転仕潰門ニ相成候ニ付、右三社之賄享保年中ニ村方江預ケ置候共、最早孫左衛門之家難立候間、私方江右三社之賄并札山世話等相戾候様、先年より數度掛合候得共、其併以等閑ニ相成申候、又候一昨年より当村役人中江及掛合ニ候処、右社領之儀者先年藤枝

宿江質入ニ致置候ニ付、祭礼其外修復等ニ差支候故、村方ニ而請出し賄候間、決而差戻候儀相成間敷旨申之候間、又々嚴敷掛合、質入ニ致候慥成証拠有之候哉、當方ニ而者先祖より質入売買等致覚曾テ無御座候、証拠無之候ニおるてハ難差置候間、早速御役所江可願出段相断罷帰り候得共、為念別家庄左衛門・清助両人を以年月中及掛合処、全村方小前一同之偽りニ而相願候故、無拠一同致し、申訳も無之旨、庄屋年寄迄明白之挨拶ニ候得共、社領賄之儀相戻吳不申候間、無是非今般乍恐御訴訟奉申上候、私許ニ古來より所持仕候証拠之御書付等別紙写書之通相違無御座候間、以御慈悲当村役人中并小前之者御呼出、御吟味之上御理解被成下、先規之通私方江社領之賄并札山世話方等相戻候様、被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、右願之通り被成下置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年三月

原村 孫右衛門印

親類 一一印

田中 御役所

史料の概要は次の通りである。まず、伊久美氏の今川家ゆかりの由緒や徳川家との関係が示され^⑪、慶長年中に土着した後には同四年に中村一氏家老横田村詮から法度を貰い、同七年には札山高十石を請け、同九年には家康奉行人の彦坂九兵衛による検地を請け、それらの証状や水帳は自ら所持しているという。また、彦坂からの慶長十一年の書付は自分先祖宛に出されたもので、そこには当該訴訟で問題となつてゐる社領のうち五石を縛除とし、社領支配は先例に任すとある、という。だからこそ、伊久美氏は神主同様に社領の世話をしてきたというのである。

更に、山支配と絡めては、正徳年中の小吉代までは五社ともに社領賄をして、その周りの札山も管理してきたが、小吉の二男孫左衛門の別家に際し、彼に社領三ヶ所と札山の管理を任せることとし、本家＝孫右衛門家には二社分の社領賄を残したというのである。ところが、この分家が三代目で潰れてしまい、享保年中から社領賄は村方が行うようになつていたのである。

ここで、孫右衛門は、本来分家の権利はそれが潰れた場合は本家に戻るのが筋であるから、三社の社領賄と札山の世

話は孫右衛門家の扱いになるはずだと何度も掛け合つたが、なおざりにされたと、村役人を非難する。

それに対し、村役人は、既に社領は孫左衛門のところから藤枝宿の方へ質入れされていたところを、それでは祭礼や修復に支障があるので、村方が請け戻し賄つてきていたのだという。だから、孫右衛門家に戻すわけにはいかないというわけである。

応酬の最後に、孫右衛門方は社領質入れの事実は確認できず、それは村方小前の作り話であることが判明したと言っている。その上で、従来の由緒通りに、社領賄と札山世話方の権利を戻してくれるよう、田中藩に訴え出ているのである。

乙2と乙3は同年六月の当該訴訟の内済証文（一方から一方への取替わし証文）で、それを要約すると次のようになる。即ち、孫左衛門が潰れたあと村方は一〇〇年余も責任をもつて社領賄と山札の世話をってきており、それを、たどり本家筋だからといって、直ちに戻すことはできない、という村方の主張を、扱いに入った鬼岩寺村の庄屋らが認め、村方の管理期間の長さから見て、最早孫右衛門方に道理はないとしたのである。しかし、その上で、孫右衛門家の先祖の勤功も無視できず、同家の家名相続のためには、その対価を支払うのが相当であろうとしたのである。つまり、この時期、孫右衛門家の経営は不如意に陥っており、それを村方が援助する形、即ち備え金を出すことで、社領支配や山札扱いは現状維持とすることが提案され、確認されたのである。具体的には、孫右衛門家の未進分を村方が引き受け皆納し、その上で金四九両を村方が渡して、社領賄と山札扱いを続けることとなつたのである。

この争論の評価であるが、なぜ一〇〇年以上もたつてから、孫右衛門は社領支配と山札扱い権を自分に戻すよう本気になつて主張しだしたのであろうか。本来の立場からすれば、分家孫左衛門家の潰れと同時の返還が望まれたはずである。しかし、それが叶わなかつたのは、この二つの権利を当時孫右衛門家が必要としていなかつたか、あるいはその権利を取り戻すための金銭を用意できなかつたかのいずれかであろう。ともかくも、幕末期に至り、同家はその返還を自家の由緒をよりどころに主張していくが、それは自家の経営悪化によつて「土地」の取り戻しが急務となつたからであ

る。村方としては支配の現状をもつて徹底的に争うことも可能であったが、孫右衛門家の面子を立てるとともに、百姓家の相続を第一とする地域有力者らの意向を受ける形で示談に応じたのであった。いわば、幕末期に至つても、村に関わる由緒を持つ旧土豪らの存在は決して軽んぜられることはなく、その必要性は地域においても認められていたとすべきであろう。

さて、このように決着した原村内の社領賄と山札支配に関する訴訟であつたが、伊久美孫右衛門がこれを明治八年の訴訟において添付資料として提出したことにはどのような意味があつたのだろうか。その点について考えるため、メモ部分を引用する。

乙号第一第二第三ハ、安政年中本村ト自家トノ争論ニシテ、一時和合ノ眉ヲ結ヒタル取替セ約定ナリ、抑該山ノ儀於テハ自家ノ衰頽ヨリ一時彼ノ地盤ノ支配ヲ本村ヘ委ネタルモノニシテ、其物主權ヲ本村附与シタルモノニアラサルヲ、本村於テハ其物主權ト支配權トノ分別ヲ誤解シ、彼是レ異論ヲ唱フレトモ、其物權ヲ与ヘタルモノニアラストナスノ徵候ハ、該山ニ就テノ墨附ハ勿論、彼レニ係ルノ書類ハ本村ヘ瞬時モ与ヘタルコトナシ、往古中昔ノ証券ハ今ノ地券ナリ、不動産ノ授受ハ其証券ニ於テナスハ古今一轍、之レニ由テ本村ヘ物權ヲ与ヘタルコトナキノ証ハ判明タリ、加之ナラス明治六年地元則宮原・谷稻葉ノ両村ヨリ本村ヘ係リタル詞訟一件ニ付、本村ト私ト契約ナシタル其契約ノ今生存セハ、本村於テ一言ノ異議申間敷ナレトモ、其契約書中於テ本村ニ不都合ノ之レアルヨリ、私手元ニ置キタル証ヲ暗ニ略奪シ、鈴木惣左エ門身自ラ焼捨テ、以テ今日ニ異論故障ヲ主張スルモノナリ、其契約ノ儀ニ於テ、青木村佐野次郎右衛門、並ニ谷口原成瀬春久ナル両人ノ仲裁者アツテ成立シシ契約書ナレハ、此両人ニ問テ其契約本意ヲ知ル業ニ、已ニ安政年中ノ契約ハ明治六年ノ契約ニ於テ減殺シ去レリ

この引用史料に明らかに、伊久美氏のねらいは次のようなことであつた。即ち、争論の過程で示されたように、同家の衰頽により一時期当該山地の支配を本村に委ねることはあつたが、それはあくまで支配權のみであり、物主權ノ所有權は移動しておらず、村側はそれを全面的な所有權移動と誤解している、との立証をなすためであつた。所有權移

動の証拠となるべきものに墨付証文があるが、伊久美氏はそれは瞬時も村方に渡つたことはないとしている。明治八年当時において不動産授受は地券の移動により証明されると伊久美氏は述べ、その地券に当たるのがかつての証券＝墨付証文だったとするのである。

以上が主たる論点であつたが、ここにもう一つ論点が加えられている。それは、資料として提出できなかつたもの（相手鈴木氏の証券焼き捨てによるとする）、明治六年（一八七三）の宮原・谷稻葉両村と本村（原村）間での争論に際して、本村と伊久美氏の間で一つの契約が取り交わされているというのである。それが示せれば、今回のような争論は起こりようもなく、もともと同年の契約によつて安政二年（一八五五）時の取り替わり一札は効力を失つているというのである。

以上二つの論点（ねらい）のうち、まず前者を検討しよう。確かに伊久美氏の主張は基本的に正しい。但し、それは墨付なるものが所有を認める証券としての内容を有している場合に限られる。そこで、この第一章を思い起こそう。果たして、伊久美氏が今川氏や江戸幕府代官から得ていたものは、こうした証券としての本質を欠くものであつたのである。同氏の第一のねらいは斥けられる運命にあつたのは言うまでもない。

次に後者であるが、安政二年の取り替わり一札は、村方が村内の社領三か所の賄いと山地の札山支配を行うことを確認したものである。それを覆すような取り決めが明治六年になされたというのは、どうしたことなのであらうか。おそらく、原村と隣接村々との間に山入会ないしは山地の境界に関わる争いがあり、それに際して原村方は伊久美氏の由緒を最大限に活用して、原村に有利なように争論を進めたのであらう。あくまで推測であるが、その時に原村方の責任者であつた鈴木氏が、伊久美氏の山地に関する一定の所有を認めるような約束をしたのではないだらうか。このメモは、その約束の履行を求めるという意味合いがあるのでないだらうか。以上の流れをまとめると、村方はその利害のために伊久美氏を利用したもの、やはり最終的な村方の利害にとつては伊久美氏の強固な所有権の主張は妨げであり、その意味でやがて伊久美氏は切り捨てられざるを得なかつたと言えるであらう。この動きに対して、伊久美氏は異議申し

立てを行つたのである。村方にとつて、対外的な関係、地域村々間の利害においては、有力百姓の由緒は極めて重要であつたが、一方、村内レベルの個々の百姓の利害においては桎梏ともなつていたのではないだろうか。

おわりに

はじめに記したように、明治八年の争論の結末は実にあつけないものであつたが、それも併せて、有力百姓の山野支配と村共同体との関わり等についてまとめ、稿を結びたい。そこで、訴訟の結末と提出資料から見えてきたことをまとめてみよう。

まず、その結末からは、明治政府が、村々入会の原山と、それを実質的に請け負うことを持っていた者たちの個別所有ないし共同所有などのあり方を、官・民いずれかの所有に帰する形で一刀両断にして、国家＝県の所有か、個人の所有かに確定することを既定の方針としていたことが理解される。官・民いずれかに直ちに区分できないものでは、当該争論のような混乱が数多く見られたが、結果的にそうした訴訟を契機として、国家は所有の領域を伸張していくと考えられる。

多くの添付資料を検討することをせず、官民区分の不明確なところでの訴訟を門前払いとする明治政府の対応は、江戸時代までの、土地の所持や利用などをめぐって地域有力者が内済調停の形を取つて利害調整してきた、地域秩序の維持という地域経済・行政運営の努力とは全く異なる方向を示した。行政は地域内でのこうした旧来の秩序には関わらないことの表明であり、更には地域・共同体の秩序形成や共同利害を認めず、中央権力が直接支配することを宣言したとも理解できる。つまり、この訴訟を受け入れ、いずれかの帰属を判断するとしても、それは山札による支配等を認め、それが個別ないし共同体の所有であると認定することになるから、結果として明治政府が目指す全面的な土地と人民の支配の原則に抵触してしまうのである。

民衆の側にとつてみると、自らが利用し、管理し、交渉・議論して帰属を決めたり、調停したりしていたものが、突

然その懷中から奪われ、権利の無効を宣告されてしまうのであつた。確かに、伊久美氏の提出資料は私的所有の認定を受けるには根拠が希薄であった。しかし、一方で村方の持ち分との主張は、伊久美氏の資料と併せてみても、かなりの根拠を有しているかに思えた。それを私の所有のレベルで切り捨てたところに、明治政府の所有に対する考え方によく示されていよう。但し、この段階ではあくまで伊久美孫右衛門の訴えが却下されただけであつて、村方としての共同所有は困難であったとしても、それらが個々の農民に分割所有されるような方向にあつたことは付記しておく。

最後に、山地支配における有力百姓と村方との関わりについて時系列でまとめてみよう。近世初期においては、戦国大名の被官であつたような土豪、あるいは草分百姓的な者が山支配を個人的に請け負うことが見られたが、やがて村役人として村請の形で支配することが基本形態になつたと考えられる。但し、こうした有力百姓の意識においては、山札などを自らが発給することから、自分支配（広い意味での所有）の観念が残存し続けたと考えられる。

しかしながら、近世中期になると、山地支配はもともとの有力百姓家^リ本家から離れ、有力な他者（分家・同族の者など）、ないし村共同体の手に委ねられていく。これは、庄屋職が何らかの理由で本家から分家などに移ったからと推定される。ちなみに、既に寛永期には山手徵収の責任は庄屋となつていた。山支配は完全に村の支配となつていったのである（本家伊久美氏が庄屋に復帰することもなく、山札支配は完全に同氏の手から離れた）。これらのこととは、天明期の宮原村との争論が如実に示している。孫右衛門の祖先は組頭に留まり、そこで争いは宮原村と原村間での、村同士の山札支配をめぐるものと当事者たちは認識していたからである。個人の山札支配の形跡は見られず、明確に山支配の主体は村となつていたのである。（もちろん、伊久美氏は、そこで争われたのは山の所有権そのものではなく、利用権が争われたのだと明治期に解説して見せるが、自らが山手を徵収しなくなつてから二百年余を経た段階で、いくら所有権を云々しても無駄であろう。）

そして、幕末期に至り、山支配は新たな展開を見せる。即ち、もともとの原村による山支配の根源となつた由緒を有する有力百姓が、時代の趨勢か、自家の經營悪化からの脱却を図るために、由緒をかざした土地取り戻し・山支配権回

復を要求したのである。しかし、これもその根拠は薄弱で、由緒を重視する有力百姓仲間からの庇護により、村方から援助を受けることはできたが、山支配権は完全に否定されることとなつた。ただ、この由緒は村方にとつては極めて重要で、原村の地域村々の中での山地支配における優位性の根拠ともなるものだったので、村方はその後の他村との争論の中で、伊久美氏の立場を利用したと考えられる。

近世中後期、由緒を村方は重視するものの、それはあくまで村共同体の利益のためであり、惣百姓は極めてしたたかに有力百姓の由緒を見ていたであろう。そうした由緒に負けない実力と実質を惣百姓は持ちつつあつたのである。有力百姓に対して相対的に村方の力量が際立つてきてるのである。

やがて、地租改正以後、所有権をめぐる争いは再燃し、伊久美氏は村方と再び争うが、既にその段階では、そうした争い 자체が論外とされたのは先に見たとおりである。

注

- ① 藤枝市谷稻葉 伊久美光子氏所蔵文書。なお、本史料とそれに関する知見は藤枝市史編纂過程で得られたものである。関係各位にまずお礼申し上げたい。
- ② 『角川日本地名大辞典22静岡県』（角川書店、一九八二年）参照。
- ③ 村の由緒に関する研究としては、吉田伸之・久留島浩編『近世の社会集団——由緒と言説』（山川出版社、一九九五年）内の諸論文や大友一雄『日本近世国家の權威と儀礼』（吉川弘文館、一九九九年）、さらには『関東近世史研究』（関東近世史研究会）誌上での継続した特集企画など多数あり、近年の当該分野での盛行をもたらしている。

④ 前掲『角川日本地名大辞典』参照。

⑤ それがいかなる証拠かは記されておらず、断定はできないが、その山地を村側の所有とするのに有利なものであろう。

⑥ この点については、「コラム 林野の地租改正」（渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社二〇〇一年）参照。

⑦ 今川義忠二男彦兵衛義幹のこと。『寛政重修諸家譜』参照。

⑧ 『静岡県史料』第三巻（静岡県、一九三四年、臨川書店より一九九四年に再版）所収の「伊久美家文書」には、ここまで記述を裏付ける史料が配されている。

⑨ 村請制への過渡期の問題として、従来こうした形態は議論されてきた。

⑩ 中田薰「徳川時代に於ける山年貢の性質」（中田『法制史論集』第二巻（岩波書店、一九三八年）参照。

⑪ 『寛政重修諸家譜』卷千二百二十二（『新訂諸家譜』第十八の三八五頁）の寺嶋氏の項には、「家伝に、今川治部大輔義忠が二男彦兵衛義幹、那波を称し後伊久美氏にあらたむ、子孫また駿河国寺嶋村に住せしにより、寺嶋を称すといふ。孫太郎元尚紀伊大納言頼信卿につかへ、父子相繼で尚利に至る」とある。そして、この尚利以下の寺嶋氏は、そのまま紀州家に仕える家と、吉宗について幕臣となる家とに分かれたのである。この家伝と乙号1の記述はやや異なるところはあるものの、基本的に伊久美氏が今川義元の叔父筋から出ていること、また同氏のうち紀州家に仕えた者が寺嶋を名乗ったことなどは一致しており、伊久美氏の由緒が根も葉もないことではないことが理解できるのである。なお、今川氏の系図からは義元の叔父道坡なる人物を確認することはできなかつた。